

富田中学校部活動規約について

1 運営方針

部活動は、教科やその他の学習活動以外の時間に自ら選んだ同好の活動集団に主体的に参加し、より深く運動や文化的活動を追求するものである。ここでは、それらの楽しさや喜びを味わったり技能を高めたりするほか、個性の伸長や学年を越えた集団の中での社会的な経験を深めることなど大きな教育的効果をあげることが期待できる。

- (1) より高い記録・より高い技能に挑戦し、その到達を目指した集団の活動を通して好ましい人間関係を育成する。
- (2) 自主性、創造性、社会性などの発達を図り、自己実現のための基礎的資質を育成する。
- (3) 個に応じた指導を通してスポーツ及び文化活動の生涯学習基盤を育成する。

2 ねらい

- (1) 部活動は、学校教育活動の一環として行われる活動とする。
 - 学校のエデュケーション活動の一環としての活動
 - 生涯体育・スポーツ及び文化活動への発展
- (2) 学校教育活動と関連づけ、生徒一人一人の調和のとれた成長を促す。
 - 個が生きて、生徒の主体的な活動の場の設定
- (3) 日々の活動は、部活動の基本計画を基にし、ねらいを達成することを目的として実施する。
 - 指導の一貫性と計画性のある意図的実践の活動
- (4) 生徒が自ら主体となり、日々の活動が実践されるように配慮する。
 - 自主的実践力を育成の指導
 - 活動の計画立案・活動方法の指導
 - 活動の反省評価に関する指導
- (5) 部活動によって諸経験・集団的活動をより多く体験させ、社会的行動様式や態度を身につけさせるよう配慮する。
 - 競技力の向上及び行動や態度（スポーツマンシップ、フェアプレーの精神等）の育成
- (6) 誇りある部活動生の育成を図る。
 - 授業、生徒会活動、学級活動等に積極的に参加する態度の育成

3 入部及び退部・再入部について

- (1) 入部手続きは保護者と相談の上、入部願いに必要事項を記入し、学級担任を通じて部顧問に提出する。なお、入部願いは全員（1～3年）提出する。
- (2) 入部は原則として3年間の継続とする。やむを得ない理由により退部をする場合には、保護者の承認を記した退部願いを部顧問に提出する。
- (3) 退部した後に、別の部に入部することを希望する場合は、前の部を退部した日から1ヶ月経過した後とする。ただし、教育的配慮が必要な場合は、検討し入部時期を早めることができる。他の部にする場合も入部願いを提出する。
- (4) 1年生の部活動見学・体験期間を令和4年4月13日（木）～21日（金）までとする。

仮入部の生徒については17時15分、入部届けを提出した生徒については17時45分まで練習に参加することを認め、練習終了後は速やかに下校させる。ゴールデンウィーク明けからは全部活動で通常活動とし、4月の休日及びゴールデンウィーク中の1年生の練習参加等については各顧問の判断とする。

入部届け提出完了日!

※2・3年生は12日（水）締め切り

4月26日（水）朝の会

4 部活動時間と延長練習について

(1) 学校での活動時間

活動時間	4 月～ 9 月末	1 0 月～ 1 1 月第1 週	1 1 月第2 週～ 1 1 月第3 週	1 1 月第4 週～ 1 月第1 週	1 月第2 週～ 1 月末	2 月～3 月末
終了時間	1 8 : 0 0	1 7 : 4 5	1 7 : 3 0	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
下校完了時間	1 8 : 1 5	1 8 : 0 0	1 7 : 4 5	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5	1 8 : 0 0
変更の目安	地区秋季まで	県秋季まで			3 学期始業日より	

※ 校時程の変更によって部活動終了時刻が変更になることがあります。

(2) 新富町体育館での活動時間

月	4 月～3 月 ※原則、学校の活動時間に合わせる。
終了時間	最長 17:45
下校時間	最長 18:00

※ 終了時刻は後始末を含めた時刻、下校時刻は校門・東門を出る時刻とする。部顧問は天候や諸事情等を考慮し、活動時間を短くして下校の準備時間を設ける等、『守れる時間』を生徒に与え、守らせるよう指導する。

※ 部活動終了後に、屋外部活動は部室棟前、屋内部活動は生徒玄関等（部顧問の指示に従う）に集合し、部顧問の話の後、解散・下校する。

※ キャプテン会を開き、下校時間を守らせるように働きかける。

(3) 延長練習について

中体連主催の大会（地区・県）及び、九州大会以上につながる大会前に限り、最長で、1 日 30 分、2 週間まで活動時間の延長を認める。ただし、県秋季大会出場が決まった部については、18 時までの活動とする。手順は以下の通り。

- ① 顧問は、事前に管理職へ相談する。
- ② 後援会に連絡し、延長時間について承諾を得た後、下校時の迎いの確認をする。
- ③ 練習時間を延長することを全職員に周知する。以上を、練習時間の延長を始める 1 週間前までに行う。

5 活動場所

- (1) 中学校体育館については、男女バスケットボール部、男女バレーボール部で使用する。
- (2) 1 週間を曜日割等で工夫し、公平に割り振る。土日の練習試合や大会等への参加については顧問間で調整して使用する。フロアが使えない日は町体育館を活用する。
- (3) 冬季の活動場所については、中学校の体育館をバスケットボール部とバレーボール部が一緒に使用する。卓球部は、2 階多目的室を使用する。（吹奏楽部と調整）

6 休養日

- (1) 毎週水曜日をリフレッシュデーとし、全部活動一斉に活動を行わない日とする。
- (2) 第 3 日曜日『家庭の日』は原則休みとする。
- (3) 原則として、2 ヶ月で 8 日の休み（土日祝日）を設定する。（大会の場合は次週を休みとする。）
- (4) 休日は、3 時間以内の活動とし、午前午後にわたらないようにする。ただし、大会及びコンクールにおける活動時間については、この限りではない。
- (5) 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）の練習については、(4) に準じるとともに、ある程度の長期の休養期間を設ける。（盆休み、正月、年度末・年度始め）